

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋換気系（ダクト）改造工事）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年7月14日 16時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
小野安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他8名

東海第二発電所 安全管理室 炉心・燃料Gr M、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改4)（令和4年7月11日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の尾野です。これから、東海第2発電所のヒアリングを開始したいと思います。それでは、江藤事業者の方から説明をお願いします。
0:00:17	原電の小林でございます。そうしましたら、今日ご提出した資料、
0:00:23	まず、確認全体の確認をさせていただきます。
0:00:27	表紙が、東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請書を補正後の会議の4でございます。
0:00:36	1枚めくっていただきまして鍛冶利益等があります。次のページからはコメントリストをつけております。
0:00:44	右下等々のページで536ページ目からが補足の4ということで、換気システムの改造の資料になっております。
0:00:54	それがずっと添付までつきまして、そのあとが、
0:00:59	もしくは、
0:01:06	右下1292ページ目からが補足の6ということで今回新たにこれを追加しております。
0:01:14	資料の構成は以上になっております。
0:01:17	ではまず補足、資料の、
0:01:20	4、
0:01:22	関係のモニターのところのご説明をまずさせていただきます。よろしくお願います。
0:01:30	はい。ではご説明させていただきます。日本原子力発電の高林です。よろしくお願います。
0:01:35	あと、補足4のモニター関係のところというところでもまずそこをご説明お願いますということを、
0:01:44	をしました。コメントの内容としましては、コメントリスト等々につけてございますが、
0:01:54	6文コメントリストの6分の6ページ。
0:01:59	何。
0:02:00	ナンバー19。
0:02:02	ええ。
0:02:03	燃料取替床の放射線モニター検出器については市及び系統上、どこにある、あるかの。
0:02:10	あるかを追加することと、また変更するところは明確に色づけを行うこと。ここをまずご説明させていただくということでよろしかったでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	はい。では、その点についてご説明いたしますと、コメントリストの方、まず簡単に用紙の方書いてございます。補足説明資料、補足の4。
0:02:29	今回提出しております資料の554ページ、557ページが、対象のページとなっております。
0:02:37	図4-1について、
0:02:39	原子炉大瀬関係ダクトの閉止版設置位置の適正化及び排気ダクト改造による変更箇所による色付けにより修正を行いました。また、燃料取替床排気ダクト燃えた検出器の設置場所を示す図として、
0:02:53	図4-4を追加してございます。
0:02:56	なお、安全解析への影響等、そちらのコメントについては、別コメントのほうをもって回答させていただきたいということで考えております。では資料、554ページ557ページ、まず554ページの方ご覧ください。
0:03:16	横、
0:03:18	A4横の紙になってまして右下でいくと18ページと補足4の中での18ページというページになってございます。で、前回ですね、図4-1の方ですね、
0:03:31	中央下のところにごございます閉止版、赤い斜めの線がございまして、こちらがこの破線の右側ですね、原子炉建屋附属棟側に図示してございました、そちらの
0:03:44	誤った記載でございましたので、原子炉建屋原子炉棟側、破線の左側の方に閉止番号を移しております。
0:03:54	で、もう1点ですね、そのすぐ左にごございますダクト接続と、黒字で書いておりますが、ここはダクト改造に伴いまして、新設するダクトになってございます。こちら、前は黒線で示してございましたが、
0:04:09	緑の線で今回の改造対象というところで色分けして示してございます。
0:04:17	554ページの方は以上になります。
0:04:21	で、続いてですね、557ページ。
0:04:25	右下でいくと小さい数字でいきますと21ページになります。
0:04:29	こちらの方ですね、原子炉建屋換気系燃料取りかえよく排気ダクトモニターの検出器の配置図ということで、
0:04:38	これまでご説明していたのは、原子炉建屋附属棟側の換気系の出口モニターの方をご説明しておりましたが、それと並列についております。もう一方の関係のモニターでございまして、燃料取替床、こちらの方の
0:04:51	配置の方をお示してページを追加してございます。
0:04:57	と14-4ということで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	図の左側ですね、ここマスキングの枠になってございますが、
0:05:05	こちら原子炉建屋 6 階を、
0:05:08	を示し、
0:05:11	示してございまして
0:05:14	そのですね、中でピンクの
0:05:18	丸尾点を打ってございます。こちらが当該の検出器の配置ということで お示ししてございます。
0:05:26	それでですね補足としてですね、その右側に、実際にそのモニターの検 出器の設置の状況ですね、
0:05:35	現場の配置の方をお示ししてございます。
0:05:41	はい。こういった燃料取替床、排気ダクトモニターの設置位置というと ころについては、以上のご説明になります。
0:06:16	はい。コメントリストの方ですとNo.16、6 分の 5 ページになります。
0:06:25	コメントの内容としましては、
0:06:28	前回資料の P555 ページというところになりますが、添付書類 8 しか記 載されておらず、本文 10 号も変わってくるはずなので、解析条件がどう いう条件でそれに影響があるのか。
0:06:40	と、前提条件に変更がないか等がわかるよう資料に追加すること、また 従来の安全解析上の解析条件や解析結果の、
0:06:48	影響及び本文については換気系だけでなく、計測制御装置安全機能の 観点から、それぞれの機能に必要な施設、安全評価として問題ないこと を確認してもらうためそれ、
0:06:58	関わる添付書類を追加することと。
0:07:01	いうことで
0:07:03	回答としまして、今回、
0:07:06	右下の 558 ページ、また、563 から 615、参考資料 1、2 というものを追 加してございます。
0:07:16	別紙 4 に、本文 15、添付 10 に関する記載追加。
0:07:21	設置許可基準規則要求事項に対する、現状の説明を追加しましたとい うことでございます。
0:07:29	です。
0:07:48	少々お待ちください。
0:08:02	すいません日本原電の川又と申します。ケッショの方になりまして、安 全解析の方ですけれどもまず、(4)の方になりまして、また、の方になり まして参考資料 1 に示す本文中、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:17	18 ページになります。
0:08:22	すいません。558 ページ(4)に示しました安全解析の方を記載しております、参考資料 1 に示す、本文 10 号では設計基準事故の環境への
0:08:33	放射性物質の異常な放出の解析条件や、重大事故において、今回の設備改造が、関連する原子炉建屋ガス処理系等の記載がありますが、原子炉建屋ガス処理系の起動条件の変更等を行うもの。
0:08:46	変更等を伴うものではなく、本文 10 号の記載事項を変更するものではありません。設計、
0:08:53	基準事項の被ばく評価への影響の詳細については、アベ参考資料 2 に示しております、
0:09:06	まず参考資料 1 の方になりますけれども、右下 563 ページから
0:09:13	まず本文 5 号の
0:09:16	記載がございまして、
0:09:29	本文 15 の記載ですけれども、右下 578 ページの方から、評価事象と、解析条件の方、
0:09:39	をつけてございまして、
0:10:02	すみません、参考資料 2 におきまして 587 ページから参考資料 2 になります、
0:10:10	安全解析、被ばく評価における、原子炉建屋ガス処理系の作動想定と、設備改造に伴う本文 10 号及び添付書類上への影響についてという、
0:10:21	ことをまとめております。1 ポツとしまして被ばく評価における原子炉建屋ガス処理系の作動想定としまして、
0:10:28	設計基準事項の環境、
0:10:31	の放射性物質の異常な放出において、原子炉建屋ガス処理系の作動に期待して事象は、燃料集合体の落下及び原子炉冷却材喪失であります。
0:10:42	これらの事象における、原子炉建屋ガス処理系の作動想定について、原子炉建屋の常用換気系の隔離想定と、ともに説明します。まず(1)としまして、
0:10:52	燃料集合体の落下としまして、
0:10:54	燃料集合体の落下の被ばく評価では、破損した燃料から、放射性物質が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	原子炉建屋の常用換気系により放出されることは想定しておらず、原子炉建屋放射能高信号により起動した原子炉建屋ガス処理系で処理した後に環境へ放出されることとしています。
0:11:13	これは燃料集合体の落下時に燃料が破損した場合において、
0:11:17	燃料取替エリアに設置された放射線モニターの検出器により、事故の発生を検知し、速やかに常用換気系の隔離が可能であることから、想定されているものであり、
0:11:27	本文 10 号及び添付書類 10 の解析条件、
0:11:31	その前提で記載しております。参考添付 1 としまして、
0:11:40	591 ページの方から、参考添付 1 の方をつけさせていただいております。
0:11:46	またですね、燃料取替床エリアにおける放射線モニター検出器の設置状況を図 1 に示しております、図 1 の方がですね、590、
0:11:57	ページになりまして先ほど
0:12:00	説明しました、検出器の位置となります。
0:12:04	なおですね、添付書類 10 で引用している参考文献の被ばく評価手法について、
0:12:11	についてはですね、燃料取りかえ化エリアの放射線モニター検出器の 1、全設置が前提で記載しているものの、燃料取替床エリアの放射線モニター検出器を有さない有さないプラントの
0:12:23	被ばく評価手法についても言及されており、このようなプラントにおいては、
0:12:27	建屋換気系ダクトに設置される排ガスモニターにより、事故を検知し、事故後、排気ダクト内に移行した核分裂性生物は、
0:12:38	建屋換気系隔離弁閉室までないと、建屋換気系により、排気塔から、
0:12:43	環境への放出されることとしているということでこちら参考添付 2 としまして、
0:12:56	600 ページの方から、
0:12:59	評価手法の方、
0:13:01	付けさせていただいております。
0:13:03	次にですね括弧 2 としまして、原子炉冷却材喪失としまして、東海第 2 発電所の原子炉冷却材喪失の被ばく評価では、
0:13:14	申請書上、通常運転時に作動している原子炉建屋の常用換気系が、原子炉水位低ドライウェル圧力高または、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	原子炉建屋放射能高の信号により原子炉建屋ガス処理系に切り換えられるものとしておりまして、放射性物質が原子炉建屋の常用関係により放出されることは想定しておりません。こちら参考添付としまして、
0:13:47	603 ページの方から、参考添付 3 としまして
0:13:52	該当の箇所を抜粋させていただいております。これについてはですね、OCA時には、現実的な挙動を踏まえると、直接的に検知する信号であるドライウエル圧力高や、原子炉水位低により、
0:14:05	原子炉建屋が処理系が起動し、
0:14:08	格納容器間の放射性物質の漏えいを検知する、原子炉建屋放射能更新後は、遅れて発信することとなります。なお原子炉建屋ガス処理系のドライ圧力、
0:14:19	ドライウエル圧力高及び原子炉水位低の作動設定値は、原子炉スクラム信号と同様に、それぞれ 13.7kPa以下、
0:14:29	原子炉水位低 1370 センチ以上に設定しており、これらの信号は、ろ過の発信で速やかに発信することとなります。こちらについては参考添付 4 としまして、
0:14:46	612 ページから当該箇所を抜粋させていただいております。
0:14:52	2 ポツとしまして設備改造に伴う本文 10 号及び添付書類 10 への影響についてとしましてまず(1)、燃料集合体の落下としまして、上記 1 ポツ(1)の通り、燃料集合体の落下の被ばく評価においては、
0:15:07	燃料取替床エリアに設置された、放射線モニターの検出器に期待した評価としており、
0:15:13	今回の設備改造において、移設を行う検出器については、被ばく評価の条件、
0:15:19	に影響を及ぼすことはありません。また本文 15 の、解析条件及び添付書類 10 の解析条件に記載されている原子炉建屋放射能高信号により原子炉建屋処理系が起動するものとするについても、
0:15:32	設計変更のない燃料取替床エリアに設置された放射線モニター検出器によります。従って今回の設備改造が、本文 10 号及び添付書類 10 の評価及び記載に影響を与えることはありません。
0:15:46	次に(2)原子炉冷却材喪失としまして、
0:15:50	上記 1 ポツ(2)の通り、原子炉冷却材喪失の被ばく評価においては、原子炉建屋ガス処理系が原子炉建家放射能更新を先立ち、ドライウエル圧力高や原子炉水位低の信号により、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	起動することを踏まえた評価としており、今回の設備改造において、移設を行う検出器については被ばく評価の条件に影響を及ぼすことはありません。従って今回の設備改造が、本文 10 号及び添付書類 10 の評価及び記載に、
0:16:15	影響を与えることはありません。
0:16:18	安全解析への影響については以上となります。
0:16:31	規制庁の片桐です燃取り床のダクトモニターの位置については 557 ページに示していただいて、
0:16:41	ありがとうございます。これについてちょっと確認したいんですけども、
0:16:46	これ、名前ダクトモニターなんですけど、他区等の放射能を見ているという理解でよろしいのでしょうか。
0:17:01	原電の鈴木です。名前がすみませんダクトとついているんですけども、もともとは燃料集合体の落下そのものは、炉心部であるとか、使用済み燃料プールですねここで言ってる真ん中の丸い四角の丸い場所が炉心部なんですけどもその上の四角いところは使用済み燃料プールこういったところから本やって出て、
0:17:20	出てくるですねFPを検出するというようなところで、そこにそのから出てくるその放射線 γ 線とかを計測しているということになります。
0:17:29	以上です。
0:17:30	形状の鍵。
0:17:31	で、壁についているのもうこの空間を見ているというわけで何かこの壁の後ろにダクトが走ってそんな感じるとかそういうわけではないということですね。
0:17:41	はい。原電の鈴木です。実際にこう引っ張ってる。ここからですねこれオペフロなんですけどもオペフロから引っ張っていきときのダクトそのものは確かに検出器の近くにあるんですけども、
0:17:52	実際には、そのダクトを検出してるというよりも空間線量を測っているというようなイメージになります。以上です。
0:17:59	規制庁のカタギリつって、
0:18:01	これって例えば、
0:18:07	7 ページ、7 ページが 543 ページですかね。
0:18:12	ここに概略系統図みたいのがあるんですけども、これでいうと、
0:18:20	④の矢印の入口ぐらいにあるようなイメージでよろしいですか。
0:18:27	藤元のスズキですそうですね設置場所についてはその通りです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:32	滝沢涼花は一瞬ホアシ。
0:18:38	なんか 554 ページの図だと何か、
0:18:42	安楽卓等 2 の横についててそれを見ているような、
0:18:48	イメージがあったので、ちょっとそこは確認させていただきました。
0:18:53	元のスズキです実際にダクト金城にあるのでダクト等にとっても当然検査できるんですけども、昔ですね電力で共同委託とかをメーカーさんにやっていただいていますね。
0:19:05	実際にSFPとか、或いは炉心部とかで落とした時に直接こうもやもやと出てくると、そういったものが直接検知できるような位置にそのモニターってつけなければいけないよねっていうようなところをいろいろ研究してですねそういった位置に設置されていると。
0:19:19	ということなので、実際当然あのダクトは買ってはいるんですけども、直接こうもやもやと出てくるやつを検出できるようになってるということです。以上です。
0:19:28	基準からいって、燃料取替床側のダクトって、何か運用で使ってなかったみたいなことが書いてあったんですけど、そこを使ってなくてもこのモニターで、事故があれば検出できるという、
0:19:43	理解をして、はい、原電の鈴木ですおっしゃる通りです。
0:19:47	市岡委員さん理解しました。
0:20:02	梅本ですすみませんちょっとね、名前が一体何かいろいろあるので、ちょっとこんがらがっちゃって申し訳ないんだけど、
0:20:09	ここの下のページで言ってる 554 ページ、パワーポイント 18 ページの、
0:20:15	前回ちょっと確認した時にやったこの 6 回燃料取替床の ABCD っていうのが、多分半導体式って書いてある ABCD っていうのが、
0:20:24	21 ページ、557 ページの、
0:20:28	このピンクの四つを指すという認識でいいですか。
0:20:32	瀬野スズキですおっしゃる通りです。
0:20:34	で、554 ページに戻って、ここに書いてある ABC これは ALC パネル補強範囲見直しの第 1 回対策ってことで、
0:20:44	映すやつが今回のダクトに直接ついているモニターでモニターという認識でいいですかね。
0:20:53	原燃の鈴木です。おっしゃる通りです。
0:20:55	わかりました。
0:20:57	あとは、先ほどちょっと後の事故解析のところで書いてあった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	要は、
0:21:07	587 ページの、
0:21:12	先ほど言った燃料集合体の落下で書いてある、真ん中ぐらい燃料取替床エリアに設置された放射線モニターの検出器っていうのが、
0:21:22	ここで言っている放射、燃料取替床排気ダクトモニター検出器っていう認識でいいですかね。
0:21:32	鈴木です。おっしゃる通りです。
0:21:34	あとは、
0:21:37	2 ページは 588 ページにいて原子炉冷却材喪失のところを書いてある作動信号のところのD/W圧力傾向または原子炉建屋放射能高の信号でこの、
0:21:51	本社の高の信号を拾うのが、
0:21:54	今回、位置を変更する放射線モニターという認識でいいですかね。
0:21:59	はい。おっしゃる通りです。
0:22:01	この辺を少し整理して書いていただかないと今私も何となくは認識はわかったんだけど名前がいろいろあってね、その現状を先ほど言ったように法燃料取替床排気ダクトモニター検出器っていう名前があったり、
0:22:16	要はモニター、単なる検出器って言ったりしているので、
0:22:23	そこは何か比少しまとめて整理していただいた方がいいかなと思っていて今、内容については認識はしましたので、
0:22:33	その辺は少しわかるように書いていただければなと思います。元の鈴木です。承知しましたちょっと工夫したいと思います。ポンチ絵のようなもので、モニターのですね特に安全解析で登場するようなモニターに特化して、概略図をつけるとかですなちょっと工夫したいと思います。以上です。
0:22:56	規制庁の天田です。私もこの燃料取替床の放射線モニターの検出で、
0:23:04	ちょっと今の今までのやりとりで、改めて整理をして、説明いただくということなので、あのさ、再度整理していただいたもので確認したいんですけど。
0:23:18	あれですか。結局テンジウの、設計基準事項として、燃料集合体落下と。
0:23:27	原子炉冷却材喪失と二つあって、
0:23:31	この
0:23:33	580、
0:23:36	7 ページ以降で書いてある、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:40	放射線モニターの設置位置、
0:23:43	燃料取替床エリアに設置されたと両方書いてありますけど、それーが期待する
0:23:52	実際の検出器が 554 ページで、
0:23:56	こことなりますと、
0:23:58	燃料集合体落下の方は、設置位置は変わらないんだけど、
0:24:04	LOCA側の方は、
0:24:06	その場、場所を変えますと、そういうふうになんて聞こえたんですけど、まずそういうことでしょうか。
0:24:13	原燃の鈴木ですおっしゃる通りです。ちょっとですねカワマタの説明がバクツとしていたので、もう少しちょっとポイントをご説明しますと、まず燃料集合体の落下については 554 ページで言うところの、
0:24:27	燃料床にあるこの四つの半導体式というABCで、こちらの方で検知をして、通常関係を隔離して、それを前提でF、SGTSとかですねそういったものを回すということになっています。
0:24:40	燃料床の検出器というので速やかに、さっきも言いましたけども直接ですねもやもやしてきたやつを直接検知できるので、すぐに速やかに隔離をかけることができるということで、
0:24:51	通常関係から垂れ流すということは前提とした安全解析にしていないです。
0:24:56	で、逆にこの燃料床の位置に、モニターがないプラントがございます。そういったようなプラントについては通常換気系が隔離かかるまでの間は垂れ流すということをやっています。
0:25:08	これ当社の敦賀 1 号もそうになっています。ですからこの燃料床の位置にあるかないかによって安全解析のやり方を変えている。逆にダクト今回のモニター位置の変更のところについては安全解析上は今回、何もクレジットをとっていないので、
0:25:22	そのモニター位置の変更、今回のモニターと変更をやることについては安全解析上、燃料集合体の落下については影響しないということになります。
0:25:31	続いてLOCAなんですけども、LOCAについては、原子炉水位低とドライウェル圧力高と、あとはこの放射線のその放射能高の三つで、オアです。SGTSとかを走らせるということが書いてあります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:45	ただそこでのですねやっぱり通常関係を通して出すということは書いてなくて、SGTSを介して出すということが書いてあります。なぜかという と、この放射能高、
0:25:56	信号っていうのはですねダクトから当然引っ張ったものなんですけども、 これって格納容器から漏えいしてきて、額等で引っ張って外に出ていく 時に検出をするんですよね。
0:26:06	だってただLOCA起こってすぐに格納容器から漏えいしてくるかっていう とそうではなくて、どうかってやっぱりまず格納容器で受けとめてですね 閉じ込めるとというのが発想ですので、原子炉ついてとドライする。
0:26:17	圧力を、このLOCA信号が先に発信します。そこで通常換気系とか隔 離かかってしまって、SGTSとかが発信するので、通常関係で垂れ流す ってことはやってませんと。
0:26:27	従って、LOCAでクレジットとってるのは、この関係の放射線モニター、 今回モニター位置を変更するものではなくて、原子炉水位低やドライウ ェル圧力高なんですと、だから安全解析に影響しないんですっていう、 そういった説明になります。
0:26:41	それが先ほど鎌田から概要説明した 557 ページ 1574 ページ、577 か、
0:26:48	から説明している資料。
0:26:50	なんででしょう、これ。
0:26:52	587 ページから説明してる資料になっています。
0:26:56	以上です。
0:26:59	規制庁の天田です。何となくわかったんですけど今、今補足説明してい ただいた内容というのは、資料でどっかでどこかに書かれてますでしょ うか。はい。すべて 587 ページから
0:27:12	一応丁寧に書いたつもりなんですけれども、さっきちょっと宮本さんか らご指摘ありましたけれども、いろんなモニターとか、いろいろ登場してく るねと、ちょっとまずだから概要として、
0:27:23	今私が口頭で申したこうだから安全解析上問題ないんだっていう例え ば概要っていうものをですね例えば最初の頭の方にこの資料の頭の方 につけて、そこにポンチ絵とかを登場させて説明した上で、
0:27:33	このつらつらとこの長い文章の方につなげるとかですね、ちょっと資料 の工夫をしたいと思います。以上です。
0:27:40	規制庁の天田です。わかりました。江藤。ちょっと前回の議論で、こちら 側でちょっと懸念したことを、をお伝えした上で資料を整理していただ いた方がいいと思うんですけど、この資料、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:53	いただいて読み込んだ時に、ちょっとやはり誤解したのはまず、587 ページの(1)の
0:28:03	燃料集合体落下D、市原の 5 行目ですか、燃料取替床エリアに設置された放射線モニターの検出器によりっていうのと、
0:28:13	あと、次の 588 ページの(2)の、
0:28:17	LOCAですか。
0:28:19	これも、
0:28:22	これも確かあれですかね。
0:28:25	ちょっと記載、見つかりませんが燃料取替床エリアに設置された。
0:28:32	検出放射線モニターの形式によりというふうにちょっと誤解をしたので、そうすると 554 ページの
0:28:44	左側にあるABCDと、右側にあるABCDがちょっと同じものだと誤解したので、
0:28:52	そうすると、この緑の方の検出器を移設することによる影響が、
0:29:01	どう、
0:29:02	どう、あれですね、自己評価とか、そちらに影響がするののかというのは、ちょっとわかりにくかったですと。で、あわせて
0:29:14	先ほど図を追加していただいた 557 ページですね、これも、
0:29:20	ちょっとどの検出器を指してるのかわからなかったの、これの、
0:29:26	変更前後がちょっとよくわからない。
0:29:28	かったですと、先ほどのご説明だと
0:29:32	554 ページの左側の検出器ということでしたけど、
0:29:37	では右側、どこからどこに変更になるのかというのがちょっとわからなくてですね。
0:29:43	そうすると、
0:29:45	この変更と、
0:29:52	7 ページ、進みます。
0:30:01	そうですね。557 ページは変更しないやつで、
0:30:05	そうすると変更するものは、
0:30:09	平面的にどこからどこに変わるのか。
0:30:13	というのはちょっとわからないとかですね。それと
0:30:17	7、パワーポイントの 7 ページ 8 ページですね。ここの関係で、どこの位置が、
0:30:24	変わるのかとか、
0:30:26	ちょっとそのあたりの全体がちょっとよくわからない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:32	あったと言うのが、
0:30:34	ちょっと資料を見ただけでわからなかったところです。
0:30:38	あとは、
0:30:44	あと受槽ですね 19 ページも、
0:30:47	おそらく一番左上の赤枠内で、
0:30:51	これ、
0:30:53	①の、
0:30:55	青い破線で囲っている排気ダクトモニターっていうのと燃料取替用排気ダクトモニターっていうの、
0:31:03	その関係とかですね。
0:31:04	ちょっと一般的に、このあたり
0:31:08	どう、
0:31:11	どこが変更されて、その結果、自己評価にどう影響あるが、あるのかわからないのかっていうのは、
0:31:17	ちょっと、ちょっとわかりにくかったという、そういう趣旨なんですけれども、よろしいでしょうか。
0:31:24	はい、原燃の鈴木です。承知しました。今までのこの資料というのは、何ていうかね、モニター位置の変更では変更でちょっと書きちゃってて、それは安全解析と直接リンクさせて書いてるというのも、
0:31:37	単に設備の変更として書いていたりとかして、
0:31:41	要するに、どっかにはちゃんと説明あるんですけどもそれが有機的に安全解析の方と繋がっていかないというそういうような趣旨のご発言コメントというふうにとめました。
0:31:51	587 ページからのところもですねしっかりと書いているつもりではあるんですけども、いろんなものがあってちょっと混乱してしまうところなどがやっぱり
0:32:03	もともと背景にあるのかなっていう気がしましたので、
0:32:06	まずちょっと先ほど私が申した通り、こうだから安全解析に影響しないんだって、エッセンスですね、まずポイントを、例えば概要とかで書きますと、その時にはポンチ絵みたいなのをつけて、登場するですねモニターを明確化しますと、
0:32:20	そこさっきの天田さんの話じゃないんですけども、モニター位置の設置位置を変更するとかそういった話がありますので、今、どっかの資料にすでに入り込んではいらんですけどもそういったものもですね、こう有機的に資料として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:34	有機的にやるようなるからもうパッケージ化してしまって安全解析を安全解析でパッケージ化でちゃんとその一式で見えるような形で、資料を整理したいというふうに思います。以上です。
0:32:44	規制庁の天野です。よろしくお願いします。
0:32:49	続いて何、ナンバー16 関係の本文、
0:32:55	への影響ですか。
0:32:58	もうちょっと併せて確認させていただきたいんですけど、
0:33:04	4、
0:33:07	558 ページですか。
0:33:10	まず下、(2)で出てくる
0:33:15	原子炉棟換気系というこの名称がですね、
0:33:19	参考資料は1-8 ページに書いてあるということなんですけど、
0:33:35	通しページで言うと、570。
0:33:39	ページですか、ちょっとここに見当たらずで 500、
0:33:43	71 ページに枠は越してますけどここでは
0:33:48	原子炉建屋蒸気関係とあるんですけど、まず、
0:33:52	名称が
0:33:54	どの部分を指してるのか確認させていただきたいんですけども。
0:34:04	すみません、原電の川又です。参考資料 1 の原子炉棟換気系の記載ですけれども、すみません
0:34:16	ページ 8 ではなくすみませんページ 9 の原子炉建屋常用換気系。
0:34:21	の記載になります。
0:34:25	終わりました。
0:34:27	であれば、
0:34:29	申請書の記載に合わせるなりして、同じものと、
0:34:34	特定できるようにさせていただきたいんですけど、はい、わかりました。
0:34:38	はい。それで、あと(6)で添付書類 8 の記載の抜粋とあるんですけど、
0:34:45	後ろの方でいろいろ、本文 5 号テンパチとか本文、
0:34:50	15 テンパチというのは抜粋でつけていただいているんですけど今、この後、
0:34:55	(6)で抜粋をしていただいているところは後で言うと、ちょっと見つけられなかったんですけど、どこかに書いてありますでしょうか。
0:35:20	すみません原電の川又です。添付書類 8 に関しては、すみません参考資料 1 にはつけておらず、次のページになりますけれども、
0:35:31	右下 559 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	になりまして、
0:35:36	こちら、
0:35:38	すいません変更前と変更後ということで左側に、現在記載の
0:35:44	添付書類 8 の記載を載せております。
0:35:50	現在のスズキです。ちょっとそれも、例えば次ページ 70 ページ見ろってことで次ページ参照とかですね、ちゃんと明確化するようにします。
0:36:01	はい。
0:36:04	規制庁の天野です。そうですね 558 ページで
0:36:11	要旨を整理していただいた上で
0:36:16	詳細については参考資料を 1 とか 2 で示すというふうに、そういう構成になってますので、
0:36:25	その構成に不足して後ろにつけるのであればテンパチを参考資料 1 につけるなり、
0:36:33	559 ページは、そもそもテンパチかどうかというの、
0:36:37	タイトルにありますね、タイトルにありますけど、その辺ちょっとわかるようにしていただければという。
0:36:45	お願いします。
0:36:47	はい。元のスズキで承知しました参考に飛ばせば飛ばすとかですねちょっと資料全体のバランスも考えて、はい、考えたいと思います。
0:37:03	規制庁野間です。とりあえず私から以上です。
0:37:19	規制庁の片木です今ちょっとテンパチの話があって、ちょっと
0:37:25	ページで言うと、もう 558 ページ
0:37:29	以前確認したんですけどここ 100%容量の班を 2 台持っているっていう記載があって、
0:37:37	多分ファンの容量として、テンパチの中で、原子炉建屋常用換気系の吸気排気ファンっていうので、
0:37:45	23 万立米っていう記載があったんですけど、
0:37:50	これダクトうんな音を取りかえ用側のダクト閉システム、この 100%容量を流せますっていう回答を以前いただいていたんですけど、
0:38:03	昔の紙 4 月 8 日時点で示された資料で、
0:38:09	ちょっと確認すると、このマスキング版で具体的な数字は言えないんですけど燃料取りかえ側の値、流す容量の値が、
0:38:19	ファンの容量に近い値が書いてあって、でもそっち側じゃないも普通の建屋が全域側の方がその三分の 1 ぐらいの値だったんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:32	そこでちょっとともとのこの 100%容量って何をもとに決めていて、今回そっちの燃料取替用床のダクトを塞いだとしてもその
0:38:45	100%の考え方は変わらないんですよっていうことを、
0:38:50	説明いただきたいんですけども、ちょっと今、多分皆さんの資料は、
0:38:55	ないかと思うんで、次回以降でいいんですけどそこ整理いただける、ないでしょうか。
0:39:06	原電の川又です。すみませんそちら持ち帰って確認して回答させていただきたいと思います。
0:39:15	規制庁片桐ですよろしくお願ひしますあと、ちょっとモニターの件なんですけれども、後ろの方の 1291 ページの方が見やすいかなと思うんですけれども、
0:39:28	前回のヒアリングで配置変えると、直列 2、
0:39:33	二つのモニターが並ぶことになりますよねっていう。
0:39:37	お話をさせていただいてそれについてはその前のページでロジックの図があって、
0:39:44	今はアウトオブ II とは言え数で、
0:39:48	信号なんで、どっかで引っかかるから、そこは昔と変わらないっていう考え方でよろしいでしょうか。
0:40:00	日本原電の高林でその考え方で結構でございます。
0:40:04	規制庁からいざ了解しますと、これ 1191 ページ側の図って閉止版の位置が直っていないので合わせて直しておいてください。全然のタカバヤシです。大変申し訳ありません。以上です。はい。
0:40:16	はい。先ほどのと同様に修正いたします。失礼しました。
0:40:21	はい。私から以上です。
0:40:28	規制庁の天田です。すみません 558 ページに、ちょっと戻るんですけども、(6)のテンパチの記載については、
0:40:38	ここの説明では、申請書本文は、影響ないと、テンパチの記載は、
0:40:44	今回の設計変更で、記載は変わるんだけれども、(7)で、
0:40:50	今後別途、
0:40:53	機会がある時に記載の適正化を行うというご説明だと思うんですけど、
0:40:58	このテンパチのきさが具体的に今
0:41:03	具体的に言うとどのように変わるイメージなのか、ちょっと
0:41:08	ご説明お願いしたいんですけども。
0:41:11	原電の川又です。すみません。資料のページなんですけれども、559 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:19	2、変更案の方を記載しております、
0:41:23	衛藤。
0:41:24	変更前と変更後としまして、まず変更ですけれども、変更前の方で
0:41:34	括弧の後の文章の中で3行目からなお、燃料交換作業時にはと記載がありますが、変更後としましては、この記載を削除するような形としまして、
0:41:43	次にですね、環境の
0:41:47	で、原子炉建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ2系統と変更があるんですが、変更後としましては、環境の下、
0:41:56	原子炉建屋入口、
0:41:59	及び出口ダクトにはと、こういう、このような記載の変更で考えております。下の方が図になりまして、青の箇所が撤去箇所となりますのでこちら、
0:42:10	を記載をなくすような形と、緑の線がダクトの追設箇所となりますので、そのような記載で今、変更は考えております。説明は以上となります。
0:42:23	規制庁の丸です。すいませんちょっとこのリンクが、
0:42:28	558 ページと 559 ページのリンクが、
0:42:32	ちょっとついてなかったのここを十分見れん確認が事前にできてなかったんですけど、すいませんこのですね
0:42:42	修正の間、考え方、これこれこういう理由になるのでええとこの部分は例えばなお書きは削除するとか、この部分については、
0:42:53	こういう理由だからこういうふうに変更するとかっていうのを、ちょっともう一度ご説明をお願いしたいんですけども。
0:43:01	原電の川又です。
0:43:06	まずですねなお燃料交換作業時には予備ファン1台起動させ原子炉建屋ウンテンカイの換気風量の増大を行うことができるということに関しましては、
0:43:15	現状ですね、運用上、燃料交換作業時に、もう1台の予備ファンを起動させてという運用上ないので、今回の改造で、
0:43:26	燃料取替時の方を、
0:43:29	取るような形になりますので、こちらの記載を削除させて削除する方向で考えております。またですね、
0:43:39	環境の原子炉建屋入口及び出口、出口ダクトには、
0:43:43	それぞれ2系統を有すと記載がありますが今回ですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:48	吸気側隔離側、そちらも楽等、今回 1 系統ずつ取りますので、今回、それぞれ 2 系統融資を削除しまして入口及び出口ダクトにはという記載で、
0:44:00	考えております。説明は以上となります。
0:44:06	規制庁野村です。わかりました。
0:44:11	今、2ヶ所ご説明いただいたと思うんですけど、558 ページには、
0:44:18	抜粋のところに 13。
0:44:21	3、三つポツがあってそれぞれ下線が引いてありますけど、
0:44:25	土佐さん箇所ではなくて 2ヶ所ということなんでしょうか。
0:44:29	元のカワマタです
0:44:31	はい、その通りになります。
0:44:36	終わりましたではこの 559 ページに相当するところ
0:44:44	ちょっと
0:44:45	具体的に、テンパちいとして今回の設計変更がどういう形での変更になるのか。
0:44:53	それによって本文に影響はないということを確認するためにということなんですけれども、ちょっと、例えばですね具体的になお書きに下線を引い、変更前に下線を引いていただいて、変更後はそこが、
0:45:07	削除されると。で、備考欄を設けていただいて、今、補足説明いただいたような理由をちょっと、変更箇所に書いていただけると、
0:45:19	ちょっと確認がしやすいんですけれども、いかがでしょうか。
0:45:23	現在のカワマタです。その通りに直させていただきます。
0:45:28	規制庁の浜です。よろしく願いいたします。以上です。
0:45:37	規制庁宮尾です。今のところでちょっと私も気になってたんでちょっと話をすると、
0:45:43	パワーポイントの 7 ページを、543 ページを見て、五百三、四 13 ページで 544 ページ。
0:45:51	これ中身はマスキングになってるんですよねこれね。
0:45:55	なので 9 詳細は言えないですけど、
0:45:58	対策 5 のところは、
0:46:01	実は 2 系統ではなくなってるんだけど、
0:46:05	要は燃料交換時の普通通気は確保されてる。
0:46:10	あえて、廃棄の方は確保される設計にしてるんですよねこれ多分ね。
0:46:15	にもかかわらず、なんで早期の方はこれはしないのかがちょっとよくわかんなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:21	草創期っていうのは左側の一番①と③、③を殺しちゃってるんだけど、
0:46:27	②④は、途中でダクトをつなぐ事によって、要は 2 系統とは言わないけど、通常の換気の機能は維持した排気側の 2 つ背景を維持した状態に、
0:46:40	変更してるにもかかわらず、吸気側が、
0:46:43	なぜか
0:46:45	1 本を殺してるというか
0:46:47	やってるっていうその思想がよくわからないので、これってなぜですかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
0:47:02	現在のカワマタですそちらについて、ちょっと確認して回答の方をさせていただきたいと思います。
0:47:08	それなぜとかっていうと今 23 ページは 559 ページの
0:47:13	テンパチの添付 8 の変更のない内容がありますよねこれね。
0:47:19	ちょっと私もこれ系統構成成分かんないんで何とも言えないんだけど今なお書きのところの燃料交換及び本市だけで原子炉建屋の
0:47:26	換気風量の増大を行うことができるっていうのは、
0:47:29	別にこのさっき言ったところを普通につなげれば、これってできるんじゃないのかなってちょっと二つ作るの、二つを一つにしちゃうところがあるので、通常 100%1 台でしか運転できなくて 200%すると。
0:47:44	その系統がちょっともたないので、やっぱり 1 台運転しかできませんよっていうなら話は別なのかもしれないんだけど、だから予備ファン 1 台っていうのはなくなる可能性はあるんだけど、いや、そもそもの思想として考えたときには、
0:47:56	そのなお書きのところの機能っていうのは、普通にやれば維持できるんじゃないかなと思うんだけど、それを何か殺してる意図がちょっと吸気と排気の高良で、形が全く考え方が違うので、
0:48:09	これはどうなってるのかなっていう認識なんですけど、いかがですか。
0:48:15	現在の鎌田です。そちらについても、確認して回答の方させていただきたいと思います。はい。よろしく申し上げます。
0:48:27	規制庁の天野です。それでちょっと関連して今テンパチの 559 ページで
0:48:36	予備ファンのなお書きの話がありましたけど
0:48:41	この予備ファンのそもそも 1 台持っているっていうのは、衛藤。
0:48:48	558 ページの(6)の※で、ちょっとサイトによって、プラントによって東海大特有の
0:48:58	系統構成というか、そういうご説明もありますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:03	それと関連しているのでしょうか
0:49:09	ちょっと
0:49:11	他プラントとちょっとこの※の部分が違うという説明等を
0:49:19	テンパチのこのなお書きで書いてある予備ファン1台という、
0:49:24	コガか、関連するののどうかっていうのをちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:49:40	原電の小林でございます。
0:49:42	ちょっと今図面はちょっと私の手元にもないので、ちょっと
0:49:46	以前のヒアリング資料の中で、他社さんのテンパチの系統図も、お示ししたことをちょっと記憶してるんですが、それを見ると、
0:49:57	ファンですか、ファンの数は、司会者って、数は違いますが多重化されていることは確か、私記憶をしております。
0:50:06	ただ燃料取替床と、
0:50:08	がない。
0:50:10	東海だけは特徴的だというその点が特徴だというご説明をさせていただいたと思っております。
0:50:24	558、959 ページですか、変更前のなお書きで、燃料交換作業時には、つまり、設計基準事故で想定してる燃料集合体落下、
0:50:37	事故が想定される環境、環境になる、そういう作業を行う場合には、
0:50:44	予備ファン1台を起動させるというというのが
0:50:49	テンパチの設計方針ですけれども、
0:50:52	す、そういう何ていうんすかね。投入の特殊性があるかだ。
0:51:01	その上の文章ですね、100%容量の範囲だで、括弧1台は予備、
0:51:08	という設計にしてるのかなと思ったんですけれども、結果して
0:51:14	予備1台が他のプラントと同じ。
0:51:17	になってるのかもしれませんが、ちょっと確認したいなと、トウニの。
0:51:21	その予備班1台を持つ理由として、
0:51:26	燃料集合体燃料交換作業時とってという、
0:51:34	この作業を行うときに、この投入のプラントの、
0:51:38	その系統構成として、
0:51:42	それも、系統構成も含めて1台の予備を持っているという、
0:51:48	ふうにもちょっと解釈したんですけど、
0:51:51	もし、もしそういうことであれば、
0:51:57	ちょっとお待ちください。
0:52:03	すいません。通しの571ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:06	本文 5 号に
0:52:10	予備 1 と、それぞれ書いてあるので、
0:52:14	ここにその考え方がここにちょっと影響する可能性があるということで、 ちょっとそのあたりの確認をさせていただきたいという主旨ですけれども いかがでしょうか。
0:52:34	現在の小林でございます。
0:52:37	通しの 558 ページ。
0:52:48	(6)の中のポツの三つのうちの、真ん中のポツ、
0:52:53	のところのことかと、理解しております予備は 1 台起動させて、菅黒田 オカできると、これを今回は削除したいと。
0:53:03	それが設置許可側に影響があるのかわからないのかっていう確認をしたいと いう合意質問と理解しております。
0:53:11	で、ここについては、下にも書いてあるんですけども、
0:53:18	BWV の初期初号機だったので、
0:53:22	現状た読解で、定検中に結露を発生させる恐れがあるという、そういう 強いことが考えられたので、エトウタク等を、
0:53:32	一つつけると、そのために燃料交換作業時には、もう 1 台起動させるこ とによって、ウンテンカイの環境量増大を行うことができると、いうことを 記載したというふうに考えております。
0:53:47	規制庁の天野です。その話はもう随分前から、当初からずっとその説明 を伺っているんで、そういう、事業者としてはそういう説明をされてるん だろうなと思う。
0:54:00	てますんで、一方で、
0:54:03	当時そういう設計と、現状今使ってないから、
0:54:08	1、
0:54:10	恵沢との
0:54:12	一部分は撤去とかそういう話になってるんですけど、我々が確認させて いただきたいのは、それがテンパチなり申請書本文として、
0:54:22	本当に
0:54:24	当時の設計として、燃料集合体落下時の
0:54:29	事項、
0:54:31	事故時に期待するものとして、
0:54:35	この
0:54:37	あれですか。
0:54:39	この今削除された。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:42	削除されるというこの
0:54:44	み二つ目のポツ。
0:54:46	或いはそれが申請書本文の括弧及び 1 に関連するかどうかを確認させていただきます、いただきたくて、
0:54:53	それが関連がないと、他のプラントと比較してもそれは、
0:54:58	関連がないということが、
0:55:00	確認できれば申請書本文への影響ではなくテンパチ。
0:55:05	レベルの変更というのが確認できるんですけど、もしその前提となるその考え方が、
0:55:11	本文と繋がってるということであれば、
0:55:14	そこはやはり確認しないとこの本部への
0:55:17	影響がないですという確認ができないので、その、そこを確認させていただきたいということなので以前、従来から説明いただいている
0:55:27	558 ページの※を、
0:55:30	再度説明いただいても、ちょっと今さらに、何ですか。
0:55:36	さらにもう少し中身に入った議論をさせていただいて、確認をさせていただいてるということなんですけれども。
0:55:48	元の小橋でございます。
0:55:50	いただいたご趣旨は、今の二つ目のポツの機材、これが燃料集合体落下の解析と、何か関係があるのかなのかってことを、しっかりと説明していただき、欲しいと。
0:56:02	いうご趣旨のご質問でよろしいですかね。
0:56:07	規制庁の天田です。それも一つなんですけど 559 ページで先ほどお願いしたように、
0:56:18	今二つ目のポツと言ってるのはこの 559 ページで言うとなお書きなんですけれども、
0:56:25	それ、それ以外も含めて、テンパチとして変わるところの、
0:56:31	内容は明らかにしていただいた上でその理由をまた別途、
0:56:37	備考欄等で書いていただいた上で、
0:56:41	それが
0:56:43	明らかに本文変更に関係するものでは、
0:56:48	ないというのを、逆に言うと、どうやって、我々が説明をいただければ確認ができるのかということだと思い、思いますので、
0:56:58	ちょっと我々も全体像をわかってるわけではないので例えば示された、この 559 ページのなお書きは、今日初めて説明いただいて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:09	具体的にこの削除されるというイメージがおきましたけど、こういうところ、例えば下線が引いてないと通常新旧対照表ではわからないとかつていうのもあるので、
0:57:19	そもそも、その都度その都度我々が、
0:57:21	気づいてご説明をいただくというのも非効率なので、
0:57:26	趣旨としては本部への影響がないというのを、
0:57:31	どう、どうしたら、我々が、
0:57:35	確認させていただけるのかという観点で、ちょっとご検討いただけるとありがたいんですけども。
0:57:42	現在の小林です。趣旨、理解しましたので、ちょっと持ち帰って、資料のつくりとか検討して、次回にお示しできるようにさせていただきます。
0:57:52	規制庁野間ですよろしくお願いします。以上です。
0:58:04	はい、規制庁のですそれでは続きの説明をお願いします。
0:58:12	日本原電の高林でございます。では続いての説明については、コメントリストのですね、
0:58:22	6分の5ページ。
0:58:25	このですね14番ナンバー14になります。
0:58:29	ALCパネルの補強範囲見直し、こちらは審査会合で説明していた事項を変更するものというところをこれまで事業者から説明がなかったというところですね。
0:58:39	今後をどのように変更していくのかという全体像を示すというところを、コメントとしていただいております。
0:58:47	で、そこに、それについてですね、今回資料を追加しております。補足の6というものになります。通しの、本日の通しのページの方ですと、
0:58:59	1292ページから1304ページのものになります。過去の審査会合での説明及び計画見直し。
0:59:09	による変更内容を整理した資料をとして追加いたしましたということでございます。
0:59:17	1292ページ、方ですけども、補足の6ということで、原子炉建屋附属棟、外壁、ALCパネル部補強取り止めの全体像についてということでございます。
0:59:33	では、資料の中身の方をご説明いたします。
0:59:37	1294ページになります。パワーポイントの番号で2ページになります。
0:59:44	まず1ポツとして原子炉建屋附属棟外壁、ALCパネル部補強取り止め範囲についてと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:50	ということでございます。(1)として、こちらすでに認可いただいたところを示してございまして、図1というところで
1:00:02	これまでご説明している、中身というものを示しております。図1については、
1:00:08	パワーポイントのページの方で失礼いたします4ページの方をご覧ください。
1:00:14	図1としてALCパネルの位置ということで認可時の影響範囲ということで、原子炉建屋の方を主に見ましてですね。
1:00:25	東西南北というところで各面から見た絵を載せてございまして、
1:00:31	①から⑦といったところを着色された部分、こちらが補強の範囲ということで、従来お示していたところで
1:00:44	お示しているところでございます。
1:00:48	2ページの方に戻ります。
1:00:51	(2)の方ですけれどもこちらについては、
1:00:55	先日までのヒアリングでご説明いたしさせていただいたところでございますが、図1中の丸2の範囲について全面的な補強。
1:01:05	が困難であるということ、
1:01:09	を記載してございます。で、その②が困難というところに伴って、④、隔離弁のですね片系が収まっている、④の、
1:01:20	ALCパネル部、この補強が困難であるということに記載してございます。
1:01:26	2ページ、(3)の方に行きまして補足4に図1中、②の補強取り止め及び図1③④に関しての基準適合性を説明しなさい。
1:01:37	他のALCパネルについても補強取り止めがあるのであれば、補強取り止めに伴う影響含めて全体像を示し、
1:01:44	30304の基準適合性の説明の影響の有無を説明するようご指摘いただいたということに記載してございまして
1:01:52	その回答として本資料を仕立ててございます。
1:01:56	(4)として、ご指摘を踏まえまして本資料にてALCパネル、補強取り止めの全体像を整理してございます。
1:02:05	まとめとして、表1を
1:02:09	仕立ててございます。3ページ、パワーポイント3ページの方になります。
1:02:15	表1、各ALCパネルが守るべき対象設備ということでございまして、一番左にですね、ALCパネルの番号を付けておりまして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:28	右欄に、認可時点での守るべき対象設備、ここで従来どういったものを、を目的としてALCパネルの補強を計画していたかというところの、
1:02:39	設備を整理してございます。
1:02:41	そしてその右、現時点での守るべき対象設備ということで、今回、そのALCパネルの補強方法見直しに、
1:02:51	当たりまして、現時点で述べて守るべき対象設備としてどういうものがあるかというところを、各ALCパネルに関連ごとに関連する設備を整理してございます。
1:03:05	で、それを受けまして補強の方針ということで、
1:03:09	変更せず、従来より変更せず補強する箇所、補強を取り止める箇所というところをお示ししてございます。
1:03:17	で、一番右に、詳細説明資料ということで、各それぞれの項目に対して個別の説明資料を準備してございます。
1:03:27	まず、ALCパネル等の番号ということで、①、①'というところでございます。こちら別紙1の方をご覧ください。6ページになります。
1:03:43	別紙1としましてALCパネル0101'、原子炉建屋附属棟の南東部の箇所になります。
1:03:53	まず(1)として
1:03:55	ALCパネル、①①'、
1:03:59	の範囲には、2018年の工事計画認可時におけるALCパネル補強によって守ろうとしていた設備、
1:04:06	そして以下の設備が設置されているということで従来想定していた守るべき設備というものを、
1:04:14	をまず記載してございます。
1:04:16	ALCパネルの①につきましては、原子炉建屋の東側接続口、
1:04:21	と、ここ記載が一つ漏れてしまいましたが、こちらの重大事故時に想定しております、水、電気、窒素、こちらを、を供給するための接続口になってございます。
1:04:34	また、ALCパネル①'ということで、
1:04:38	スモールBからスモールFまで、格納容器圧力逃がし装置関連の設備であったり、第2弁操作室。
1:04:47	であるとか、そういった設備を列記しております。
1:04:52	で、(2)として現時点での守るべき対象設備ということで、現計画について記載をしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	ALCパネル①については、守るべき対象設備の変更はございません。 接続口の方は
1:05:13	存在するということで守るべき設備ということに記載してございます。
1:05:18	ALCパネル①'ということでこちらには、守るべき対象設備なしと。
1:05:23	いうことを記載してございます。
1:05:25	これにつきましては、
1:05:28	特定重大事故等対象施設、そちらの設置に関わる、
1:05:32	審査において、SA設備に関わる許可内容が変更になってございまして、それによりまして①'部分の設備が別な箇所に移動したということを確認してございます。
1:05:47	というところを、次の7ページの方に、図3ということで、SA既許可許認可、
1:05:58	時点での対象と補強範囲の変更ということで今回、補強範囲の見直しにあたって
1:06:05	変更となった箇所というところで比較の絵をつけてございます。
1:06:11	ですね、見方としましては、
1:06:16	受注、
1:06:18	上の図、サノズともにはですけども、①、①'、⑤'と、全部で4、4ヶ所。
1:06:29	木曾
1:06:31	ALCパネルの部分。
1:06:33	パーツ分けしてお示してございます。で、①というところについては、従来通り補強を実施するという箇所として
1:06:44	示しお示してございます。
1:06:46	①'、⑤'というところについては、
1:06:51	まず上のSA許認可のところでは、
1:06:54	実線が、
1:06:56	外、外に吹き出し、矢印の、
1:07:00	設備名が書いてございますが、実線で示されている設備、
1:07:06	ポツと0点で示されている設備、
1:07:09	あとはですね、⑤'の方でいくと、
1:07:12	ここ従来より、
1:07:14	前回のヒアリングの方でもご説明させていただいておりますが、
1:07:19	吸気側の隔離弁タクト、こういったものがあるということを示してございまして、補強範囲変更ということで下の図になりますと、
1:07:29	箇所については対象についてはその設備がないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:35	記載がなくなっておりまして、
1:07:37	0①'、⑤'については、破線で示しておりまして、こちらについては補強を取り止めというところを、を図示してございます。
1:07:47	そういった資料の仕立てになってございます。
1:07:51	6ページに戻ります。
1:07:54	(3)、
1:07:55	ALCパネル補強方針ということでございまして、上記(2)の通り、①分の
1:08:02	範囲の守るべき対象設備に変更はないことから、当該ALCパネルを補強する方針に変更はないが、①'部の範囲には、守るべき対象設備がなくなったことから、
1:08:14	当該ALCパネルの補強を取り止めとすると。
1:08:17	いうことを、方針の変更として、記載してございます。
1:08:22	なおですね、※米印を打ってございます。①部の補強に伴い、必要となる補強は実施するということを記載してございます。こちらの意味についてはですね、
1:08:34	①'の部分について、
1:08:38	今回補強取り止めということを記載してございますが、ちょっとここまで設計が最終的な決定設計が煮詰まっているところではございませんで、①部分、①の部分、
1:08:48	部分的に補強するにあたって、それに関連して、①'の部分についても、必要な補強は発生し得るということで、まだそこは確定できないということで、
1:09:00	こういった米印で注記をつけさせてございます。
1:09:07	こちらが、
1:09:09	原子炉建屋附属と南東部 0101'に関わるところでございます。
1:09:18	すいません。
1:09:20	パワーポイント 8 ページ。
1:09:22	図 4、こちらの方、ご説明が漏れておりました。失礼しました。
1:09:28	こちら、ALCパネル①'について
1:09:32	記載をしてございます。
1:09:35	そうですね。ええ。
1:09:37	市変更としては、補強範囲の変更という箇所をご覧いただきたいのですが、
1:09:44	一番下ですね、ポツ、格納容器圧力逃がし装置第 2 弁操作室。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:51	別の場所へ移動したため、アクセスルートが不要ということで、こちら、上の図ですと、緑色の線、実線が記載されてございます。
1:10:02	こちらは従来、計画されていた、第2弁操作室に向けて要員が移動するためのアクセスルートということで設定されていたエリアになってございます。
1:10:13	で、第2弁操作室、
1:10:17	飯野ですね、格納容器圧力逃がし装置第2弁操作室。
1:10:22	こちらが下の補強範囲の変更と、そちらの絵ではなくなっております。つきましては、アクセスルートも不要ということでほぼ、この①'分については補強の取り止めが可能と。
1:10:34	いうことをここで図示してございます。
1:10:41	続いてですね、②、
1:10:44	のエリアについてご説明いたします。こちらは別紙2になりまして9ページ。
1:10:51	からになってございます。
1:10:54	9ページに御説明分続いて10ページに、
1:10:58	説明の図の方をお示してございます。
1:11:04	(1)として守るべき設備として何があったかということで、
1:11:08	スモールdポツということで格納容器圧力逃がし装置第2断層撮影のアクセスルート、
1:11:15	あとはですね、gポツとして原子炉建屋、東側接続口、こちらは大体
1:11:21	残留熱除去系海水系の接続口があるということで、こちら自主設備になりますが、
1:11:29	こういったところも守れるというところで記載、をしてございました。
1:11:33	小橋記載してございます。
1:11:36	現時点での守るべき対象設備ということで、まず、dポツについては守るべき対象設備なしということで、このエリアにはアクセスルートがなくなるということ、ここでまず、
1:11:50	第1パラグラフで記載をしてございます。
1:11:54	なお書きですね、先ほど申しました。
1:11:57	代替残留熱除去系海水系の自主というところについて、こちらですけれども、自主的に守るとしておりましたが、ALCパネルの補強することによって守れるということ、を記載してございましたが、
1:12:12	自主対策設備であることも踏まえ、可能な範囲で使用するということ、
1:12:20	ことで考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:23	この辺りをですね、
1:12:25	続いて、パワーポイント 10 ページ。
1:12:29	の方の図でご確認いただきたいんですけども、
1:12:33	まずdポツということで、第 2 弁操作室へのアクセスルート、
1:12:39	この上のSA許認可のところですね、緑の実線として、
1:12:43	有効性評価及び技術的能力手順において
1:12:47	時間評価に用いた経路ということで主たる経路ということで実線で示して おるルートと、あとは予備ルートということで、
1:12:55	緑破線、点線のところですね、そういった図を、
1:12:59	アクセスルートを図示してございました。
1:13:02	で、こちらから、
1:13:04	ですね、この緑色の線の
1:13:08	いる壁際の方に行っておりますところここ階段を示しておるんですが、こ こから上の階に行きまして第 2 弁操作室。
1:13:18	のアクセスルートと繋がっていたということになってございます。で、その
1:13:23	第 2 弁操作室がなくなったと。
1:13:25	井戸にあったということで、このアクセスルートが不要となったこと で、
1:13:30	この②について補強を取り止めるということを書き記載してございます。
1:13:39	ただしですね、
1:13:42	補強範囲変更、こちらの左側の文言、矢印等をご確認いただきたい んですけども、
1:13:50	ALCパネル②の補強取り止めによる代替措置ということで、外部次長 からの防護という形で、図の方、小さい、しお示し方で恐縮でござい ますが、
1:14:04	一つについては、強化扉を設置しますということ、こちら、
1:14:08	矢印で、図中の情報の方を指している箇所、ここ従来、
1:14:13	普通の扉がついてございますが、
1:14:16	その外部事象からの防護ということで強化扉に変更設置ということ を、
1:14:21	検討し、計画してございます。また、下がですね階段室。
1:14:27	ということで記載してございます。
1:14:29	こちらについては、佐渡このエリアの 1 階面、こちらの附属棟の原子炉 建屋附属棟 2 階の平面図になるんですけども、
1:14:40	こちら作成すると、下の 1 階から上がってきてという口、上り口になっ てまして、その階段が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:50	空間として繋がっているということございまして、外部環境からのその仕切り、
1:14:57	障壁を、を設置するというので、その階段自体を階段室として囲って、下の階、下階への
1:15:06	影響を及ぼさないようにするというので、
1:15:09	こういったことを考えてございます。
1:15:14	で、ただいまご説明させていただいたものが、9 ページ、(3)、
1:15:20	の方に補強方針として記載してございます。
1:15:24	上記(2)の通り、②部の範囲は守るべき対象設備がなくなったことから、当該ALCパネルの補強を取り止めとします。
1:15:33	なお、ALCパネル②部の補強取り止めによる代替措置、
1:15:37	ここを環境条件維持という記載をしてございますが、
1:15:43	廃棄物処理棟内の防護すべきエリア、1 階フロア、その他への影響防止を図るため、竜巻耐性のある扉並びに階段室を設置すると。
1:15:54	そういった方針を記載してございます。
1:16:01	資料 3 ページの方に移りまして、
1:16:06	③、④、
1:16:08	あとは、⑤、こちらについては、
1:16:13	原子炉棟換気系の排気隔離弁ダクト、
1:16:17	及び放射線モニター、
1:16:20	はこれまでご説明しております吸気隔離弁と、そういったところが関連してございまして補足 4、こちらの方で、これまでも、
1:16:30	計画変更の方針をご説明させていただいているところでございます。
1:16:36	続きまして、⑤、
1:16:39	のところになってございますが、こちら、別紙の 3 ということで、
1:16:45	合わせて⑥のところ、⑥のエリアについても、記載をまとめて記載させていただきます。
1:16:54	11 ページ、12 ページになります。
1:16:59	まず 11 ページの方ですけれども、(1)、
1:17:03	いうことでALCパネル⑤、⑥部の範囲には以下の設備が設置されているということで、
1:17:10	中央制御室の換気空調設備。
1:17:13	それとですね原子炉棟換気系吸気隔離弁、A系、
1:17:18	及びダクトA系、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:21	あとはですね、MPOSとして重大事故等時に必要となる現場操作場所までのアクセスルート、
1:17:27	あとは、Nポツということで中央制御室待避室、
1:17:31	の空気ボンベ、こちらが設置されるということを記載してございます。
1:17:37	現時点で守るべき対象設備ということで、守るべき対象設備の変更はございません。
1:17:46	そういったところを、続いて12ページ。
1:17:50	の方にお示ししてございます。
1:17:54	まず、図6、の方のですね、
1:17:57	左側、
1:17:59	こちらが原子炉建屋附属棟、中央制御室のある
1:18:04	エレベーションのを、
1:18:06	平面図を、を載せてございます。
1:18:09	で、こちらには、SA許認可というところで、mポツで現場操作場所までのアクセスルートということで緑色の線。
1:18:18	Nポツということで、中央制御室待避室の空気ボンベ。
1:18:22	そういったものが設置されると、いうことを記載してございます。で、こちらについては両方とも変更はございませんので、
1:18:31	この⑤の部分については、従来の計画通り補強を実施ということに記載してございます。
1:18:39	続いて右側の図ですけれども、
1:18:42	原子炉建屋、3階面に値する類するフロアの平面図、
1:18:49	を載せてございます。
1:18:53	A系ポツということで中央制御室換気空調設備。
1:18:57	ものが設置されてございます。
1:19:01	その他ですね、
1:19:03	重大事故等時に施設のある現場操作場所までのアクセスルート、
1:19:08	あとは、
1:19:09	はい。
1:19:10	L、
1:19:11	Lポツになりますが、原子炉棟換気系吸気隔離弁、A系の
1:19:18	隔離弁A系及びダクトのB系といったところが、このエリアに⑤と⑥に、
1:19:26	よって守られる設備として記載をしてございます。
1:19:31	で、こちらはいずれにつきましても大下の補強範囲変更というところでも、配置変更、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:38	あとはなくですね、従来通り補強実施と。
1:19:42	いうところを記載してございます。
1:19:45	③④①'というのは先にご説明した、
1:19:49	中身になってございます。
1:19:52	ことで
1:19:54	11 ページの方に戻りますが、(3)ということで、ALCパネル補強方針と いうことで、上記(2)の通り、⑤、⑥分の
1:20:04	広範囲の守るべき対象設備に変更がないことから、当該ALCパネルを 補強する方針に変更はないと。
1:20:12	いうことで
1:20:14	記載をしてございます。
1:20:16	で、
1:20:18	表 1、
1:20:20	パワーポイント 3 ページの方に戻りまして、
1:20:23	こういった内容を一つの表にまとめてございます。で、表の外にですね、 なおなお書きつけてございます。
1:20:31	⑦、連絡通路、
1:20:34	については、認可時点では撤去ということでご説明してございましたが、 外部事象による影響を防止する。
1:20:43	ための補強を行うということで、残置ということで、変更方針の変更を、
1:20:50	を考えてございます。で、ここについては、要目表の変更を伴うと。
1:20:55	ということになりますので、また、後段の変更認可の申請にてご説明する ということで、切り分けて切り分けたいと、いうことを、
1:21:06	考えてございます。
1:21:11	本文 2 ページの方に戻ります。
1:21:16	ただいまこれまでのところで(4)ののところの全体像というところをお示し させていただきました。
1:21:23	(5)につきまして整理の結果、①'、②、
1:21:29	④及び⑤'には、守るべき対象設備がないことを確認したため、当該AL Cパネルの補強を取り止めるということで、図 2 の方に、
1:21:41	整理し、図の方でお示してございます。
1:21:44	で、パワーポイント 5 ページ、方の図になります。補強取り止めという ところにつきましては、
1:21:52	波線点線ですね、点線で囲って、少し色を抜いた形、付加した形で、
1:21:59	補強を取り止める範囲ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:02	記載を
1:22:04	変更してございます。
1:22:06	着色部実践着色部のところは、
1:22:09	従来計画通り保険を実施すると。
1:22:13	いうことを、
1:22:14	お示してございます。
1:22:17	2 ページの方に戻ります。
1:22:21	(6)、上記の通り、補強を取り止める箇所は、ALCパネルを補強することによって、守るべき対象設備がないことを確認した結果の判断であり、
1:22:32	補足の4で説明している、図1中の③、④の基準適合性の説明には影響を与えないと考えてございます。
1:22:43	で、その下にですね、今後、このあたりの細かいところの、
1:22:48	御説明の考え方というかですねそちらを整理してございます。
1:22:53	一つ目のマルとして、守るべき対象設備のうち、格納容器圧力逃がし装置関連、
1:23:00	第2弁操作室であったり、そこまでのアクセスルートといったところ、
1:23:05	の変更については、格納容器圧力逃がし装置を、
1:23:11	特定重大事故等対象施設と重大事故等対象施設、
1:23:17	ESSこちらを兼用する。
1:23:20	RI使用を兼用というところを、設計変更でしてございましてそちらを起因するということでございまして、
1:23:29	ES施設側の設工認の審査で確認、ご確認いただくところを予定してございます。
1:23:36	それに対してですね、ALCパネルの補強の取り止め、こちらに関しては、次の点を踏まえて、本審査、このダクトモニターの移設の審査、
1:23:47	側でご確認いただくことを考えてございます。
1:23:52	一つとして当該エリア、こちらにはES施設が存在しないということ。
1:23:59	あとはですね、PS施設の原子炉設置変更許可、こちらの中で、既許可の変更として、格納容器圧力逃がし装置関連、
1:24:10	こちらの施設の変更は審査済みで、
1:24:14	従来OSLを、
1:24:17	設置許可のところから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:19	そういった施設が移動してなくなるというところはもう審査済みであるというところを踏まえまして、それを除いたところがALCパネルの補強の取り止め、
1:24:29	2、はALCパネルの保険を取り止め、
1:24:33	ところについては、この本審査の中でご確認ことが適切ではないかということを、
1:24:40	を考えてございます。
1:24:42	資料の説明としては以上になります。
1:24:50	はい。規制庁、尾野です。それでは質疑に入りたいと思います。
1:24:58	規制庁の宮尾ですちょっと
1:25:01	話がなく、
1:25:03	もうちょっと簡潔に説明してもらわないと、ちょっと3ページでよく、ちょっと要点で私の方で確認で、
1:25:11	結局のところを特重側での審査対象になっているので、
1:25:16	結局 01 と 1' と、
1:25:20	2 頭、
1:25:22	頭いや要は今回の④と⑤' 以外は、特重の方で整理するっていうことを認識されてるってことでいいんですね。
1:25:35	すいません現在のものでございます。
1:25:38	あと特殊側の方では、そのフィルターベントに関連するということでございまして、①' と 2②に該当するかと考えております。①につきましては、
1:25:49	の、
1:25:51	施設口がございまして、こちらはSA、
1:25:58	伊賀いう方が悪かったですね。変更しないものはそのまま行くから特に審査対象にならないですね。その通りです。なので①' と②と、
1:26:09	要はだから私らで④と⑤だ志賀岩佐補強の変更をやるものに関しては、基本的には特重側での審査で、説明するということで今整理されてるってことでいいんですね。
1:26:29	どうぞ。違う、原電森でございます。
1:26:33	都丸
1:26:36	今、
1:26:37	先ほどの2ページの方で、の下から二つ目のマルの方で記載しましたように、
1:26:44	今後の特集の購入の中で、そのアクセスルート、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:49	がなく、変更になりますと、また第2操作そうですねそういったところは、特殊化であろうと思ってます。
1:26:55	やる予定でございます。以上です。
1:26:59	私が聞いているのは、今回対象になっている④と⑤'は、今回の審査で説明しますと、
1:27:07	それ以外で補強をそのままするものは特に、既許可と変わらないので特に、確認は必要ないと思うんだけど、補強取り止める1'とか②とか、
1:27:20	かな。
1:27:21	その辺は特重で瀬審査対象になるので、結果的に言うと、もう今回今説明されている04と5'以外は、今回の審査対象ではないってことを言われてるってことでいいんですけど。違うんですけど。
1:27:37	日本原電の高林でございます。
1:27:40	今の宮元さんからのご質問については、あと、
1:27:44	特重に関わる、
1:27:46	施設、
1:27:47	設備については、
1:27:50	特重側で審査をいただく。
1:27:53	SAのこれまで示している絵姿そこから、特重関連で、なくなるものについては、
1:28:02	いいです。特重側で審査いただく、ただし、ALCパネルALCパネルについては、全体的にALCパネルの補強取り止めということについては、
1:28:12	こちら側の審査でということ、
1:28:17	こちらの資料には書かせていただいたというところでございます。規制庁宮です。申し訳ない。私が聞いているのはちょっと言い方がよくなかった
1:28:28	モニターの位置変更に関わる今回の審査対象は、
1:28:32	④⑤出しですよと。
1:28:35	今回の審査には、それ以外も全部含めて、我々に確認する考え、確認する申請の内容になるんですかって言ったら違いますよねってことですよ。
1:28:46	そういうことでいいですよ。
1:28:48	はい。ご認識の通りで結構でございます。
1:28:55	と規制庁言われてそれでちょっと申し訳ないちょっと言われてることがよくわかんなかったんでもう1回ちょっと確認していくと。
1:29:03	①は補強をやらないので、これはそのまま今の既許可のままにいくんですよ、多分ね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:10	違うんでしたっけ。
1:29:12	丸一補強変更せずだから違うんでしたっけ。
1:29:16	①'については前取りやめるんだけど、これを①'と、
1:29:21	悪うヤマノ2については、
1:29:23	これは特重側の、要は審査、審査というか、区工認の中で説明していく、設置許可ですすでに設置許可でも説明されてんのかもしれないけど、
1:29:34	そういう特重側の対象として今もうすでに整理されてるということでいいんでしたっけ。①'と②は、
1:29:43	原電の高林でございます。ですね、特重側の審査では、ALCパネルについては、一切説明の方で触れてございません。
1:29:54	で、
1:29:56	フィルターベント関連の施設が、従来のSAで
1:30:00	許認可いただいているところから変更になったところまでの説明でして、
1:30:06	それから波及それに付随して、ALCパネルをどうこうとか、そういったところは、世帯、ご説明をしているところではございません。
1:30:17	それでは、LCLシーマ今回とは別にALCパネルの取り止めなり何なりの説明は別の変認か何かで説明されるということですかこのSA側で、
1:30:32	そうですね、SA、
1:30:35	とですね。
1:30:38	ALCパネル全体については、現時点だ。
1:30:42	このモニター新モニターの審査の流れでということのを、
1:30:48	考えてございます。
1:30:50	⑦。
1:30:52	連絡通路というところですね、東側のところについている、こちらについては、
1:30:59	別な変更認可で改めて出させていただくと。
1:31:05	いうところ。
1:31:06	で考えてございます。
1:31:10	原子炉規制庁丹羽ですちょっとこれ、
1:31:13	繰り返しになっちゃうからもう今日はあれですけど、要はちょっと確認したいのは、今回の審査、要目表の変更に伴う
1:31:24	審査対象としては、④⑤'なんだけど、要は他の今言われてる特重以外で、その特重の審査対象じゃなくてSAの中で、
1:31:35	やらなければならないもので、要目表なり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:39	要は申請が必要。
1:31:41	の対象はどれですかって言うとそれはないんですかあるんですか。
1:31:48	これ。
1:31:48	日本原電の高林です。今のご質問に対しては⑦以外のところでは、新たな変更認可の申請に値するものはないということで考えてございます。
1:31:58	そういう整理でございます。
1:32:00	はい。事業者としての判断はそういうそういうことになるということですね。
1:32:06	であれば、これ資料作る時にね、
1:32:11	その整理をしてもらわないと。
1:32:15	何が1回審査対象なのかっていうのがよくわからないんですよ。
1:32:20	要は、特重側の審査の変人対象になっているものを今回のそのモニターの変更に伴う対応対象のもの、あとは要目表の変更ではなくて、
1:32:33	要は
1:32:35	今まで説明した内容を変更するという意味での変更、変更というんですかね、そういう整理をしてるものっていう贈与要はその
1:32:46	投資審査対象としての整理をしていただかないと今どれが、
1:32:51	今回の審査対象で、どのような目標にどれが絡むのか、あとは今、ちょっと私の方でよく整理できてないところで
1:33:02	建物の解析とかね。
1:33:05	要は附属建屋だから多分それが入ってるか入ってないかちょっとそこまで私は見てはいないんですけど、いや今までの公認でやっている。
1:33:16	建物の解析なり何なりのモデルの中に組み込まれているものがあるのにも関わらず、ALCパネルの補強をやめてしまえば、それが、要は解析条件に影響を与えるような解ものなのかどうかというのも含めて、
1:33:32	この整理だったら全然わからないんですよ。
1:33:34	それを踏まえて、これって整理していただかないと。
1:33:38	ただ呼びますややりますだけではちょっとわからないなと思うんですけどいかがですか。
1:33:46	はい。日本原電の高林でございます。ただいまのご指摘、今回洗い出したもこういった設備ばかりではなくてそういう建物構造的なところそういったところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:56	が懸念されると、そういったところを今、理解しましたので、そういったところも含めた上で整理して、今後ご説明させていただきたいと思ます。
1:34:08	規制庁の宮尾です。その上で、結局、
1:34:12	要は、既許可で、説明書なり何なりで全部やった書いてるものを洗い出してますかだけなんですよ。
1:34:21	この、
1:34:22	過去の既許可の、説明書なり本部本部もそうですけど本文とかに絡まないのかもしれないんだけど、
1:34:30	説明書なり補足説明資料で説明してた内容が、
1:34:35	変わる内容がどれだけあるかがこれだとわからないんですよ。それが今回のそのALCパネルの変更の全体像で、今回どこまで整理して説明されるのかっていうところもあるんだけど、
1:34:49	対象としては基本的には、その④⑤なんですけど、要はそれ以外でも、それがあんなら、しっかりその部分は、事業者の中で、しっかり整理して確認した上で、これになりましたっていう説明を、
1:35:04	回答していただかないと、要は今だとちょっとよくわからないっていう状況になるんでよろしくお願いします。
1:35:12	はい。日本原電の高林でございます。どう。はい。
1:35:17	コメントの方、理解いたしました。ここはちょっとですね今回の資料は、ちょっと見せ方として表面的なところで止まっているんですが、そういった今ご指摘いただいたような、
1:35:28	これ進めた、そういった確認、そういったところについては、あと浸水審査とかですね、そこでしっかりと説明していくところは考えてございますので、はい。
1:35:38	今後整理して、また改めてご説明させていただきたいと考えております。
1:35:57	現在の木場でございます。まだ続けても大丈夫なんでしょうか。17時半までというふうに伺ったので、
1:36:41	現在の小林です。コメントリストの6分の4ページのナンバーの12番。
1:36:53	よろしいですかね。はい。
1:37:07	わかりました。じゃ、コメントNo.12と13の回答をさせていただきます。これ発電所の方から回答いたしますので、
1:37:16	発電所お願いいたします。
1:37:21	はい。総会発電所の岡です。それではですねコメントNo.12と13、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:27	別について回答させていただきます。まず、12番につきましてはですね、
1:37:33	3月1日にもう一度申請書を変更理由として、変更する理由として、CFDのスロッシング対策としておりましたけども、それに対して録画通断面ですとちょっと異なる変更理由が、
1:37:47	出てきたということで、これは手続き上どうする予定でしたと、変更理由自体を変更というのは過去実績としてあるのかちょっと確認をできて欲しいということでコメントを、ご指摘いただきました。
1:37:59	それに関しましてはですね申請書の変更理由に関して全く異なる理由に変更したっていう事例ではないんですけども現在ちょっと調べられた範囲では、先行電力によってかこの辺についてにおいて、
1:38:13	補正申請にて変更理由をですね記載の適正化ということでですね並行しているっていう事例を確認す確認しました。
1:38:23	一応その変更理由の全く異なり変更というあれではないんですけども、記載を適正化ということで、っていうか手続きとしてはそのような行為が、
1:38:38	発生してますのでちょっとそのやり方についてですね今後変更の手続き方法についてはちょっと、
1:38:44	当選をさせていただきたいなど、今考えております。
1:38:48	まず、12番については、はい、以上になっております。
1:38:52	もう1点13番ですねこちらについては工事期間がちょっと変更されにも関わらず当初認可された計画のまま、工事をすると、ここの期間が極めて長期化すると記載された。
1:39:06	一方ですね規制法の設置許可を受けた工事計画では変更の日から31日以内にその旨を職制委員会に届け出なければならないと、法律で定められています。
1:39:19	事業者についてはいつ変更必要と判断するか整理してくれ、整理をしてくださいというコメント出席を受けまして、
1:39:26	衛藤こちら回答になりますんで工期をですね2020年9月へ変更が必要と認識した時点では、本改造工事については、変更後の工期内で実施可能と考えておりました。
1:39:39	で、その後検討を進めました結果、
1:39:42	工期が長期に渡るということはこちらも判明しましたので当間後期に及ぼさない方策として、この辺にちょっと修正しておまして、現在も本改造工事を実施することで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:54	工事計画、届け出ております。工事計画の期間、工期内で実施可能と考えております。
1:40:02	そのため事業者としては工事計画については、見直しに関しましては、現状必要ないと、いうふうに考えているのが、回答となります。
1:40:13	簡単ですが、コメントNo. 12 番 13 番の回答としましては、以上となっております。
1:40:23	はいありがとうございました。12 番についてはまず、
1:40:29	先行の補正っていうのは、本文なり何なり要はその
1:40:35	要目表なりその後ろの説明書なりの補正がある前提で、
1:40:40	理由も規制、あわせて適正化しているのではないのでしょうかね。
1:40:44	要はその理由だけを補正するっていうことが本当にあり得るんですかっていうところは確認されてます。
1:40:59	はい、えっとですね
1:41:02	これちょっと具体的な名称をちょっと出させていただきますとですね、平成 31 年にですね
1:41:12	工事計画認可申請書の一部補正についてということで、
1:41:24	すいませんちょっとお待ちください。
1:41:33	あ、すいません。他プラントでへ補正、補正を必要とする理由としまして、ですね。
1:41:43	ですね、工事、
1:41:46	はい。確かにおっしゃる通り、今見てる中では、工事計画と変更の理由、あと、説明書及び、
1:41:56	資料 1 の説明書及び資料 2 の説明書の記載の明確化のため補正するといった、変更理由が確かに書かれておりますので、単独ではないのかもしれない。
1:42:08	はい。すいません。
1:42:11	わかりました。だからその辺はよく確認した上で、どうするかを間考えていかなきゃいけないかなと思っていて、まだ我々本部側にまだ入っていないので、確かにそちら側が問題ないかっていうことは言えないとは思ってますけど。
1:42:26	その辺が要は、
1:42:29	事業者とよくある事業者でよく確認して、手続き上の考え方は整理していただければと思いますけど、よろしく願います。それはいいですかね。
1:42:40	生活困りました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:42	ほんで 13 番についてはちょっと回答が、我々の質問に対しての回答になってないような気がしていて、
1:42:50	要は今、ここで書いてるのは本改造工事変更後の後期の実施可能と考えているっていう、これがそもそもちょっと我々の認識と違っていて、
1:43:02	現状の工期っていうのは当然今の工事計画通りに工事を実施される前提で工期があると思っていて、今回の工事をやらなければこの工期に収まりませんっていう説明には多分ならないはずだと思うんですよ。
1:43:17	で、ここで書かれているのは
1:43:21	それず、今後のその後検討を進めた結果こうが長清田は別所工業営業部長内方策として本編入申請しておりますっていうのは絶対全然、その回答になってないと思っていて、
1:43:33	要は、当然工事計画の任期やっぱ工期っていうのは、今の計画通り工事を実施したことを想定して工期が決められていて、
1:43:45	もしそれができないと判明したら 30 日以内であるかちょっと手元に基準がないのであれですけど、変更申請をかけるっていう形になってたと思うんですけど、これは事業者の認識としてはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。
1:44:17	原電の小林でございます。ところは平行線になってしまうかもしれませんが、我々は、この今説明した通り、今はまだ、
1:44:30	工事計画を見直す必要があるということは判断してはおりません。今回のこのへん人が、をすることによって当然、公共守れると思っておりますので、そういう回答になります。
1:44:49	これ多分平行線になるので、今回これで、私がもう一度コメント出しますが、
1:44:56	用語は、
1:44:58	基準規則の考え方として、それが適切なんですかっていうことを、ご確認ください。
1:45:05	要はへん人を前提に工期っていうのを作られてるんですかと。
1:45:13	現状、
1:45:17	私はそうじゃないんじゃないかなと思ってます。
1:45:19	要は、当然、今の工事計画通り、
1:45:23	やられた場合の工事計画があって前提にあって、
1:45:27	その時点で何らかの影響で少し延びるなり、短くなることはほとんどないんだけど、長くなるのが想定された場合には変更かけると。
1:45:38	いう形になっていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:40	変にんなり前提で工事計画っていうのは出してないと思うんですけど、
1:45:47	そういう認識なのかどうかだけ、基準上の数考え方だけよく整理した上で再度回答願いますか。
1:45:55	現在の小橋です。承知いたしました。基準に照らした考え方で、どうかというところで、再度回答をさせていただきます。
1:46:10	規制庁野間です。今の 13 番で、一応、私もミヤモトと同じ認識なんですけど、その上でちょっと確認したいのは、
1:46:23	事実関係として資料の 540 ページのですね、
1:46:29	別紙 1 の(3)に、
1:46:33	2018 年に認可された工事計画通り補強することは困難と。
1:46:39	判断したって書いてあるんですけど、この判断した時期を教えてくださいんですけど。
1:46:54	現在小橋です。すいません明確なその時期と答える回答がありませんのでちょっと持ち帰り確認させてください。
1:47:02	わかりました。
1:47:06	数は、
1:47:08	あとは小メイン。
1:47:10	と回答の 13 番の解答欄。
1:47:15	で、そうですね 1 行目に、
1:47:19	変更が必要と認識した時点ではっていう、
1:47:25	時点ですね、
1:47:28	これがいつなのか。
1:47:31	ということと、その次のパラグラフですね、
1:47:37	工期が長期に渡ることが判明したためっていう、これが先ほどの判断したっていうのと、同じ時期だっになると思うんですけど、
1:47:46	その上で、
1:47:48	本併入を申請しており、
1:47:51	ということなんで、
1:47:52	ちょっとこの辺りの、
1:47:55	衛藤判断時期とか、認識した時点とか、それと先ほどの、これも含めて先ほどの、
1:48:04	整理をしていた
1:48:07	きたいんですけども、というのがこのコメントに対する、
1:48:11	回答として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:14	になるのかなと思ってますが、いかがでしょうか。はい。元小橋です。承知いたしました。あそこ、
1:48:22	明確にして回答いたします。
1:48:26	規制庁の天田です。以上ですよろしくお願いします。
1:48:37	はい。規制庁の尾野です。それではこの事実確認を終わりたいと思い最後に、
1:48:44	何か確認したいことはありますでしょうか。
1:48:48	発電所の方からありますか。
1:48:56	はい、発電所です。こちらからは特にございません。
1:49:03	はい、ではヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。